

平成27年(東)2656号

申立人 [REDACTED] ほか3106名

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

平成30年10月15日

申立人ら代理人及び被申立人代理人各位

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員 脇 奈穂子

仲介委員 古澤 眞尋

和解案提示理由書

第1 和解案

被申立人は、別紙目録記載の申立人(被相続人についてはその相続人。以下「和解対象者」とする。)に対し、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)(第一次追補)」第2に規定された精神的苦痛に対する慰謝料とは別に、平成23年10月8日から同年12月末日までの期間、1人あたり金10万円を支払う、との和解案を提示する。

第2 理由

- 1(1) 平成23年3月11日に発生した東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故後、福島県福島市渡利、同市小倉寺及び同市南向台の3地区

(以下「渡利地区」という。)では、公的機関による放射線量の調査が行われ、その調査結果の公表及び報道がされた。また、町内会による放射線量の調査が行われ、住民間でその調査結果の情報共有が行われた(甲共3-3から甲共3-8、甲共4-3、甲共6-1から甲共6-3、甲共14-1から甲共14-3、甲共20、甲共38から甲共42、甲共78、甲共79、乙56-1、乙59-1、聞き取り報告書等)。

(2) 上記(1)の報道等を通じ、申立人らは、渡利地区は福島市の他の地域よりも放射線量が高いという認識を有した。それにより、申立人らは、福島市の他の地域の者と比較して強い放射線被ばくに対する不安や恐怖を抱いた。

2(1) 原子力災害現地対策本部(放射線班)及び福島県災害対策本部(原子力班)は、環境放射線モニタリング詳細調査を行った(甲共3-5、乙59-1)。

この調査の結果、渡利地区には毎時3.0マイクロシーベルト以上の地点が2地点存在することが明らかになった。

(2) 上記2地点は、特定避難勧奨地点に設定できるほどの線量があったものの、同地点に居住する各世帯に避難の意向がないことから特定避難勧奨地点の設定が見送られた(甲共4-4、甲共4-5、甲共6-4)。

(3) 平成23年10月8日に、渡利地区のうち渡利と小倉寺の2地区の放射線量詳細調査結果等に係る説明会(以下「本件説明会」という。)が行われた。本件説明会を通じて、上記2地点が特定避難勧奨地点に設定されるほどの高線量であったことが申立人らの間に知れ渡った。

(4) 上記2地点の場所(以下「本件2地点」という。)は、申立人ら

提出に係る甲共第83号証の1及び同第84号証の1に記載された中心点付近であると推認され、本件説明会における質疑等から、申立人らも同様の認識を有した（甲共3-5、甲共10、乙59-1、審理の全趣旨）。

- 3 上記1(2)のとおり、申立人らの間では、本件事故当初の時期から、福島市の他の地域の者と比較して強い不安や恐怖が醸成されていったのであるが、とりわけ、本件2地点の近隣に継続して居住していた一定の範囲の申立人らは、上記2(3)の本件説明会によって、同(4)のとおり、特定避難勧奨地点に設定されるほどの線量を有する地点の近隣で継続的に居住していた事実を現前に突きつけられる形となり、強い衝撃を受けたことが容易に推認できる。

かかる衝撃を受けた一定の範囲の申立人らが、渡利地区に居住する者らの抱く不安や恐怖に比して特に強く放射線被ばくに対する不安や恐怖を抱くことも合理的であり、その時点でかかる一定の範囲の申立人らの抱いた放射線被ばくに対する不安や恐怖は、抽象的なものから具体的、現実的なものへと変質したといえる。

そして、このような一定の範囲の申立人らの抱いた不安や恐怖に伴う日常生活上の制限や制約は、特定避難勧奨地点が設定された場合における日常生活上の制限や制約（具体的には、「外出時は（中略）、気になるようであれば、マスクをする。」、「土や砂を口に入れないように注意する（特に乳幼児は、砂場の利用を控えるなど注意が必要。）」、「風の強いときはできるだけ屋外での活動を避ける。」、「土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める。」等。平成23年6月30日付け原子力被災者生活支援チーム作成に係る「『特定避難勧奨地点』での生活について」参照。）に準じるものがあると考えられ、特定避難勧奨地点の居住者に準じて賠償されるのが相当である。

4 和解対象者の範囲

和解の対象となる上記3「一定の範囲の申立人ら」すなわち和解対象者とは、以下のとおり本件2地点から一定の距離内に（距離的範囲）、継続的に（時的範囲）居住する者（平成24年1月末日までに出生した者を含む。）とする。

(1) 距離的範囲

放射線被ばくに対する不安や恐怖が放射線源からの距離に反比例する関係にあること、放射線源からの距離とは、生活の本拠として滞在する空間である居住建物との距離を観念するのが通常と考えられること、一般的に人間が容易に行動しうる範囲など諸般の事情を考慮し、「一定の距離内」とは、本件2地点からおおむね半径500メートル以内に存することとするのが相当である。

(2) 時的範囲

上記1、2のとおり、申立人らが報道等を通じ渡利地区について福島市の他の地域よりも放射線量が高いとの認識が醸成され、かつ本件説明会で本件2地点が特定避難勧奨地点に設定されるほどの線量があったことが知れ渡ったことに鑑みると、「継続的」とは、平成23年3月11日から同年12月末日までの期間とするのが相当である。

ただし、同期間内のいずれかの日に避難した者については、放射線被ばくに対する不安や恐怖が強かったと考えられることから、和解対象者に含むと考えるのが相当である。

5 和解対象者に対して賠償すべき精神的損害の金額は、渡利地区が結果的に特定避難勧奨地点の指定を受けなかったことなどを考慮すると、1人あたり金10万円とするのが相当である。

6 和解対象者に対する損害賠償の対象期間は、本件2地点が特定避難

勸奨地点に設定されるほどの線量があったことを申立人らが知りうる契機になった本件説明会が開催された平成23年10月8日から約3か月が経過した同年12月末日までが相当である。

- 7 弁護士費用は平成24年3月14日付け総括基準に関する決定「2 弁護士費用について」に基づき、和解対象者が和解により支払いを受ける額の合計額の3%が相当である。

第3 結論

以上の理由から、第1のとおり和解案を提示する。

以上